

# 長井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年2月26日  
長井市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

長井市の農業は、稲作を中心として、畜産・果樹・園芸作物の複合経営で行われている。農家の高齢化、農家戸数の減少により、稲作は個人の担い手、集落営農組織及び農業法人等への集積、稲作以外では作業受委託等により各地区の生産組織へ大豆・そば等の土地利用型作物の集積が進んでいる。

一方で中山間地域では、水稻に加えて過去にホップ、桑及び果樹等を中心に栽培されてきた経緯があり、時代背景の変化とともに遊休化している農地も少なくない。そのため、こうした地域を中心に遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型作物の栽培が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、長井市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する長井市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の場合(B/A)
現 状 (令和5年4月)	2,920 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和8年4月)	2,900 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和15年4月)	2,880 ha	0 ha	0 %

注1：現状の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を使用していたが、令和3年度から非農地判断通知を発出したもののみ非農地との確認を行い、遊休農地との整合性を担保するため0としている。(東北農政局報告済)

注2：令和4年度からは非農地判断通知発出から地目変更登記まで完了したため、長井市農業委員会では農地保全管理は残すべき農地として管理していると判断し、現状を回復する必要がないため遊休の取扱を行わない。判然とする非農地として速やかに農地台帳削除から地目変更登記までをワンストップで運用する方針。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	2,920 ha	2,248 ha	77 %
目 標 (令和8年4月)	2,900 ha	2,320 ha	80 %
目 標 (令和15年4月)	2,880 ha	2,506 ha	87 %

注1：現状の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を使用した。

集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を使用した。

注2：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体その他の集落営農組織
現 状 (令和5年4月)	1,005 戸	178 経営体	5 経営体	0 経営体	19 団体
3年後の目標 (令和8年4月)	985 戸	176 経営体	5 経営体	0 経営体	19 団体
目 標 (令和15年4月)	705 戸	174 経営体	5 経営体	0 経営体	19 団体

注1：総農家数は、2020年農林業センサスの数値を使用した。認定農業者、認定新規就農者数及び特定農業団体その他の集落営農組織の現状値については、農林課より情報提供を受けた数値を使用した。

注2：本市における基本構想水準到達者については、すべからく認定農業者に誘導しているため0とした。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「地域計画」の作成・見直しについて
  - 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の間を課題解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに市長部局と連携しながら取り組む。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
  - 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協及び農用地利用改善団体等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
  - 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。
- ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い
  - 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年4月)	1 人 0.5 ha	0 法人 0.0 ha
目 標 (令和8年4月)	1 人 1 ha	1 法人 20 ha
目 標 (令和15年4月)	1 人 1 ha	1 法人 20 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
  - 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- ② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。地域おこし協力隊のネットワークも併用活用する。
- ③ 企業参入の推進について
  - 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。
- ④ 農業委員会のフォローアップ活動について
  - 農業委員は、新規参入者（公人・法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

### （3）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

長井市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、長井市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力